

介護計画ケア・グー  
重要事項説明書

〈 令和6年4月1日現在 〉

1. 提供するサービスについての相談窓口

電話 : 017-775-2977 (午前9時～午後6時まで)

担当 : 福田 ゆかり 北田裕子 成田徳男

\* ご不明な点は、なんでもご遠慮なくおたずねください。

2. 介護計画ケア・グーケアマネジメントの概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護計画ケア・グー
所在地	青森県青森市奥野2丁目20-1
介護保険事業所番号	0270102254
サービスを提供する地域*	青森市

\* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

職務	員数	業務内容
管理者	兼務 1名	センター全体の業務責任者です 介護支援専門員と兼務しています
介護支援専門員	常勤1名 (非常勤1名)	ケアプラン作成、ご相談他居宅支援業務を担当します
事務職員	常勤1名(兼務)	介護支援専門員の補助、請求事務などを担当します 法人事務と兼務しています

(3) 営業時間

営業日及び営業時間	月曜日～日曜日	午前9時～午後6時
休業日	祝日及び年末年始12月29日～1月3日	

3. 事業の目的と運営方針

- (1)株式会社ケア・グーが開設する「介護計画 ケア・グー」(以下「事業所」という)が行う指定居宅支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という)が、介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
- (2)事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って支援を行います。
- (3)事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整します。
- (4)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービス、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する為の法律(平成17年法律第123号)に規定する指定特定相談支援事業者、介護保険施設等との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

4. 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1)利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求める事や、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求める事ができ

ますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。

- (2)ケアプラン原案の作成に当たっては介護支援専門員は、伺ったお話などをもとに、専門的見地から色々な地域のサービスを考えあわせて、介護サービスの計画の原案を作成します。作成した居宅サービス計画の総数の内、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下、この号において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前6か月に事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの同数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名(記銘)を受けるものとします。
- (3)居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (4)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるように必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (5)病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。

## 5. 利用料金

### (1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付される(法定代理受領によりサービスを提供した事業者には保険給付が支払われる)ので、自己負担はありません。

\* 保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記に該当する金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日市介護保険課の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

#### ① 居宅支援サービス費用(1ヶ月当たり)

要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

※同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数を95%を算定する

\* 当事業所が条件を満たした時に以下の②～⑤が加算されます

#### ② 初回加算 3,000円

新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合

#### ③ 退院・退所加算

入院、入所期間中に医療機関等との連携を行った場合下記の料金を加算します。入院期間中に3回迄加算する事ができます。

連携1回	カンファレンスなし	4,500円	カンファレンスあり	6,000円
連携2回	カンファレンスなし	6,000円	カンファレンスあり	7,500円
連携3回	カンファレンスなし	なし	カンファレンスあり	9,000円

#### ④ 入院時情報連携加算

入院時、医療機関への情報提供をした場合

- ・入院した当日に情報提供した場合 2,500円 入院時情報連携加算(I)
- ・入院3日以内に情報提供した場合 2,000円 入院時情報連携加算(II)

#### ⑤ ターミナルケアマネジメント加算 4,000円

ターミナル期に頻回に利用者の状態変化の把握等を行い、主治医の医師等や居宅サービス事業者へ情報提供した場合

(2) 申請代行手数料

原則として、手数料はかかりません。

6. サービスの利用方法と終了について

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。  
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

利用者やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

7. 人権擁護と高齢者虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当事業所は、成年後見制度の利用を支援します。
- ・当事業所は、苦情解決体制を整備しています。
- ・当事業所は、身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- ・当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ・当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント(ご利用者・ご家族含む)体制を整えるほか、従業者と利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

8. 秘密の保持について

当事業所は秘密の保持について次に掲げるとおり秘密を守ります

- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

9. 事故発生時の防止及び事故発生時の方法について

事業者は、事故発生時の防止及び事故発生時の方法のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・当事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行います。
- ・利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 業務継続計画の策定

当事業所は、感染症や災害が発生した場合には、事業継続が出来るように対策を講じています。

(1) 感染症予防及び感染発生時の対応

- ・当事業所は、感染症対策指針を整備します。
- ・当事業所は感染症発生の防止のための委員会及び従業員に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。
- ・感染がまん延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ電話装置等を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。

(2)非常災害対策

- ・当事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取組みを行います。
- ・防災対応：消防計画に基づき速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導に当たります。
- ・防火設備：防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、必要設備を設けます。
- ・防災訓練：消防法に基づき、消防計画等の防災計画を立て、従業員及び利用者・地域住民の参加が得られるよう連携し消火通報、避難誘導を年間計画で実施します。
- ・当事業所は、大地震等の自然災害、感染症まん延等、あらゆる不測の事態が発生しても事業を継続できるように計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

11. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所お客様相談・苦情窓口

\* その他虐待防止に関する事又はハラスメント等の相談先を御確認下さい

- ・責任者：福田ゆかり 不在時：北田 裕子 ・成田徳男
- ・電話番号：017-775-2977 ・FAX：017-775-6117
- ・受付時間：月曜日～日曜日(祝日及び12/29～1/4迄を除く)  
午前9時～午後6時 ※緊急時24時間連絡可能

(2)当該事業所以外に市役所の相談・苦情窓口などに苦情を伝えることができます

- ・青森市 介護保険課 電話番号：017-734-5257 時間 8:30～18:00
- ・青森県国民健康保険団体連合会 電話番号：017-723-1301 時間 9:00～16:00

12. 記録の保存

当事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日(当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。)から最低5年間は保存することとします

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

所在地 青森県青森市奥野2丁目20-1  
 名称 介護計画ケア・グー  
 説明者 所属 介護計画ケア・グー  
 ケアマネージャー 氏名 印

令和 年 月 日

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所  
 \_\_\_\_\_  
 氏名 印

(代理人) 住所  
 \_\_\_\_\_  
 氏名 印